

銚田市上水道転換に伴う給水工事費補助金交付要綱

令和8年8月1日
水道事業告示第2号

(目的)

第1条 この要綱は、地下水において水質汚染事案が発生している状況を踏まえ、定期的な水質検査が必要な飲用井戸から安全・安心な上水道への転換を図るため、飲用井戸から上水道に転換するための工事を行う者(官公署を除く。)に対して、当該工事の費用を補助することにより、上水道の普及を促進し、もって公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。なお、本補助は、令和8年度茨城県上水道転換支援事業に係る補助金交付要綱に基づき、予算の範囲で実施する。

(用語の定義)

第2条 この要綱において用いる用語の定義は、次の各号に掲げるところによる。

- (1) 飲用井戸 銚田市安全な飲料水の確保に関する条例(平成26年条例第2号。)第2条第1項第5号において規定する飲用井戸等(「飲用井戸等」以外の用語であっても、条例に規定する「飲用井戸等」と同趣旨のものを含む。)であって、飲用に供する井戸等をいう。
- (2) 上水道転換 飲用井戸を利用する者が上水道に接続することをいう。
- (3) 水道加入者 上水道転換しようとする者をいう(居住目的のものに限る。)
- (4) 工事費 銚田市水道事業の管理する配水管への接続(宅内配管は除く。)に係る工事の費用であり、配水管から水道メーターまでの工事費用をいう。
- (5) 指定給水装置工事事業者 銚田市水道事業が水道法(昭和32年法律第177号)第16条の2第1項に基づき指定した者をいう。

(補助対象者)

第3条 銚田市水道事業の管理者の権限を担う市長(以下「管理者」という。)は、次の各号のいずれにも該当する者に対して給水工事費補助金(以下「補助金」という。)を交付する。

- (1) 上水道に新規加入し、飲用井戸から上水道へ転換する工事(公共事業による家屋移転に伴い水道を新設する工事及び建築基準法(昭和26年法律第201号)第2条第13号に規定する建築に伴う工事を除く。)を行う者。
- (2) 銚田市に居住または転入予定であり、上水道を生活用水として使用する者。

(3) 銚田市水道事業給水条例(平成17年銚田市条例第136号。以下「条例」という。)

第3条に規定する給水区域内における家屋又は土地の所有者及び当該所有者の同意を得て、当該家屋又は土地を使用する者。

(4) 指定給水装置工事事業者へ依頼し、管理者の審査を受け上水道転換工事を行う者。

(5) 市税等に未納がない者。

(補助金の交付単位と額)

第4条 補助金の交付単位は、上水道への転換工事ごととし、その補助金の額は3万円を限度とする。ただし、工事費が3万円を超えない場合は工事費の全額とし、1,000円未満の額がある場合はこれを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、条例第5条第1項の規定による新設の申込と併せて、銚田市上水道転換に伴う給水工事費補助金交付申請書(様式第1号)に必要書類と併せて管理者に申請しなければならない。

(実績報告)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、条例第8条第2項の規定による工事の検査を受け、検査完了後は速やかに工事費支払領収書等の必要な書類を添付し、銚田市上水道転換に伴う給水工事費補助金実績報告書(様式第2号)に次に掲げる書類を添えて管理者に提出しなければならない。

(1) 工事状況を示す写真

(2) 工事費(精算)内訳明細書及び工事費支払領収書

(3) 納税証明書

(補助金の決定)

第7条 管理者は、前条の規定による報告があったときは、報告の確認をした後に、工事の検査を実施したうえで、補助金の交付の決定をするとともに、銚田市上水道転換に伴う給水工事費補助金交付決定通知書(様式第3号)により通知し、補助金を交付するものとする。

(補助金の交付)

第8条 補助金の交付は、補助金の交付を受ける者が指定する金融機関の預金口座に振り込むことにより行うものとする。

2 前項の金融機関は銚田市上下水道事業会計規程第4条第2項に規定する金融機関とする。

(交付決定の取消し)

第9条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定を取り消すことができる。

- (1) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令等又は管理者の命令若しくは指示に違反したとき。
- (2) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (3) 前各号に掲げる場合のほか、管理者が特に必要があると認めたとき。

(補助金の返還)

第10条 管理者は、補助金の交付を受けた者が前条に規定により補助金の交付の決定を取り消した場合は、上水道転換に伴う給水工事費補助金返還命令通知書（様式第4号）により期限を定めて当該補助金の返還を命ずるものとする。

2 管理者は、前項の規定による命令をするときは、補助金の交付を受けた者に対してその理由を示さなければならない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助の手續に関し必要な事項については銚田市補助金等交付規則に準ずるものとし、その他必要な事項については別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年8月1日から施行し、同年4月1日から適用する。

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

銚田市水道事業

銚田市長 様

住 所 _____

氏 名 _____

連絡先 _____

銚田市上水道転換に伴う給水工事費補助金交付申請書

銚田市上水道転換に伴う給水工事費補助金交付要綱第5条の規定により補助金の交付を申請します。

1. 施 工 場 所 銚田市

2. 補助金交付申請額 _____ 円

3. 振込先

金融機関名	銀行・信用金庫 信用組合・農協			本店 支店
口座番号		口座	普通・当座	
フリガナ				
名 義 人				

4. 添付書類

- (1) 給水工事費に係る見積書等
- (2) その他管理者が必要と認めるもの

年 月 日

銚田市水道事業

銚田市長 様

住 所 _____

氏 名 _____

連絡先 _____

銚田市上水道転換に伴う給水工事費補助金実績報告書

年 月 日に申請した上水道転換支援工事について検査が完了したので、下記のとおり報告します。

1. 検査完了年月日 年 月 日

2. 工 事 費 用 円

3. 添 付 書 類

（1）工事状況を示す写真

（2）工事費（精算）内訳明細書及び工事費支払領収書

（3）納税証明書

様式第 3 号（第 7 条関係）

鉾水第 号

年 月 日

様

鉾田市水道事業

鉾田市長

鉾田市上水道転換に伴う給水工事費補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった鉾田市上水道転換に伴う給水工事費補助金の交付については、下記のとおり決定したので通知します。

補助金交付決定額 円

銚水第 号

年 月 日

上水道転換に伴う給水工事費補助金返還命令通知書

住所

氏名 様

銚田市水道事業

銚田市長

年 月 日銚水第 号で交付決定した上水道転換に伴う給水工事補助金について、下記の理由により取り消したので、銚田市上水道転換に伴う給水工事費補助金交付要綱第10条の規定により通知します。

記

1. 補助金返還命令額 円
2. 取り消し事由
3. 返還期限 年 月 日